

施策番号	施 策 名	予算額(百万円)	
232	保健・福祉サービスの充実	22,871	
【2010年度の目標】 多様な主体による福祉サービスの展開により、高齢者や障害者などが、身体や生活の状況に応じ、身近な地域で必要なサービスが受けられます。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
訪問介護員 (ホームヘルパー)数	785人	1,947人	2,275人 (6,100人)
短期入所生活介護(ショートステイ) 高齢者、身体障害者、知的障害者向け 精神障害者向け	864人分 1か所	1,353人分 2か所	1,310人分 (3,600人分) 2か所 (3か所)
日帰り介護(デイサービス) 高齢者向け(デイケア含む) 障害者向け (小規模授産所を含む)	109か所 86か所	221か所 106か所	200か所 (550か所) 116か所 (145か所)
グループホーム・福祉ホーム・ 通勤寮(生活ホーム含む) 身体障害者、知的障害者向け 精神障害者向け 痴呆性高齢者向け	131人分 30人分 0か所	191人分 46人分 7か所	243人分 (450人分) 115人分 (250人分) 1か所 (20か所)
介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)	3,940人分	4,610人分	4,760人分 (5,300人分)
介護老人保健施設	2,593人分	4,592人分	4,700人分 (4,700人分)
身体障害者療護施設(入所)	360人分	410人分	470人分 (540人分)
知的障害者更生施設(入所)	960人分	1,155人分	1,340人分 (1,450人分)
施設の個室化率 介護老人福祉施設(特別 養護老人ホーム) 身体障害者療護施設 知的障害者更生施設	10% - -	30% 50% -	(新築・改築分) 30% (同左) 50% (同左) 50% (同左)

これまでの取組

介護保険については、制度の円滑な実施、介護予防事業の実施により、高齢者等が安心して生活できる環境の確保を図っています。中でも、介護予防・生活支援事業を重要視し、市町村が行う事業に対して積極的に支援しています。

障害関係については、障害者計画に基づく障害者保健福祉圏域間バランスを考慮しながら施設整備を図っています。

平成13年度の取組

平成13年度においては、利用者が質の高い介護サービスが受けられるよう、介護保険制度の重要な業務を担うケアマネジャーの現任研修の実施及び介護保険指定事業者の指導を行うことにより、資質の向上を図るとともに、第2次三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画に基づいた基盤整備を図っていきます。

また、介護保険制度で要介護認定外となった高齢者に対しても、配食サービスや外出支援など、必要なサービスが提供されるよう、市町村に対して積極的に支援を図っていきます。

障害児(者)に対しても質の高いサービスを提供するため、障害者対策の今後の方向(第

二次長期行動計画)に基づいた基盤整備を図ります。また、市町村への業務移管(知的障害者福祉法の権限委譲、精神障害者福祉法の保健・福祉相談)をスムーズに実施するための研修会等を行うとともに、福祉制度の谷間にいる高次脳機能障害者(脳出血、交通事故等により脳に損傷を受け、言語や種々の認知、記憶、情動等に障害の残った者)のリハビリテーションに取り組みます。

主な事業

- 1 介護予防・生活支援事業 (1,070,331(356,777)千円)
【(103)在宅生活支援体制整備関係事業】〔健康福祉部〕
要介護高齢者やひとり暮らしの高齢者等に対し、要介護状態に陥らないための施策・サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保を図ります。
- 2 (一部新)障害者のバリアフリー広域推進事業 (26,808(14,324)千円)
【(104)障害者地域生活支援事業】〔健康福祉部〕
障害保健福祉圏域ごとに連絡会議を設置し、市町村の広域的な取り組みを誘導しつつ、障害者ケアマネジメント手法及び精神保健法、知的障害者福祉法の権限委譲に向けての研修等を行います。
- 3 地域福祉権利擁護事業 (73,495(37,662)千円)
【(105)福祉サービス利用援助事業】〔健康福祉部〕
意思能力にハンディキャップをもつ生活者が、地域で適正に福祉サービスを受けることができる体制の充実を図るため、地域福祉権利擁護センターの運営費等を助成します。
- 4 (新)介護サービス適正実施指導事業 (2,118(1,059)千円)
【(201)介護保険制度実施関係事業】〔健康福祉部〕
介護支援専門員や福祉用具専門相談員等に対して、福祉用具等の知識の付与を目的とした研修を実施し、利用者の安全性や利便性を図ります。
- 5 老人福祉施設整備事業 (2,109,704(308,952)千円)
【(202)介護基盤整備関係事業】〔健康福祉部〕
高齢者の入所・利用施設の施設・設備を整備し、施設福祉並びに在宅福祉の増進を図ります。
- 6 障害者施設整備事業 (606,329(202,199)千円)
【(605)障害者施設福祉事業】〔健康福祉部〕
障害児(者)の社会的自立を促進するために、訓練を主とする更生施設、日常生活の便宜を提供する生活施設、雇用されることが困難な人の生活・就労の場としての作業施設、地域で生活している人の利用を目的とする地域利用施設等の施設(通所・入所)整備を行います。
- 7 (新)高次脳機能障害者生活支援事業 (30,175(10,000)千円)
【(605)障害者施設福祉事業】〔健康福祉部〕
交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障害者の社会復帰を図るため、実態調査、啓発、リハビリテーション等を総合的に実施します。
- 8 県有社会福祉施設バリエーションアップ推進事業 (4,553(4,553)千円)
【(607)県有社会福祉施設活性化推進事業】〔健康福祉部〕
県立社会福祉施設経営健全化調査等の結果をもとに、各施設の経営改善の進行管理を図ります。

主な見直し項目

「民間社会福祉施設整備費利子補給事業」は、スプリングレビュー個別課題として議論を行い、新規の利子補給は廃止。

「高齢者・障害者等の権利擁護システム検討事業」は、システムのあり方についての検討を行い、当初の目的を達成したため廃止。

「運営適正化委員会設置運営事業」は、社会福祉法による業務の位置づけにより、「苦情解決事業」と「地域福祉権利擁護事業」の一部を統合。